

学校いじめ基本方針

池田市立石橋南小学校

令和 8(2026)年 4 月 1 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、一人または集団で、ある特定の者に対して心理的または物理的な攻撃(インターネットを通じて行われるものを含む)を、相手に心理的・身体的な苦痛を与える行為である。その行為は、相手に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、本人自身の心身の健全な発達をも侵害するものであり、児童の人格形成上見逃すことができない深刻な問題である。

子どもたちは、様々な環境で生を受け、家庭を基盤に紛れもなく社会に生きている。昨今の複雑かつ多様化した社会事象が児童にも影響している。本校においても児童の背景にあるものに細やかに対応することが求められており、児童を見守っていく教職員の姿勢とチームとしての体制作りを確かなものにしていきたいと考えている。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは

「いじめ」とは、ある児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）によって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

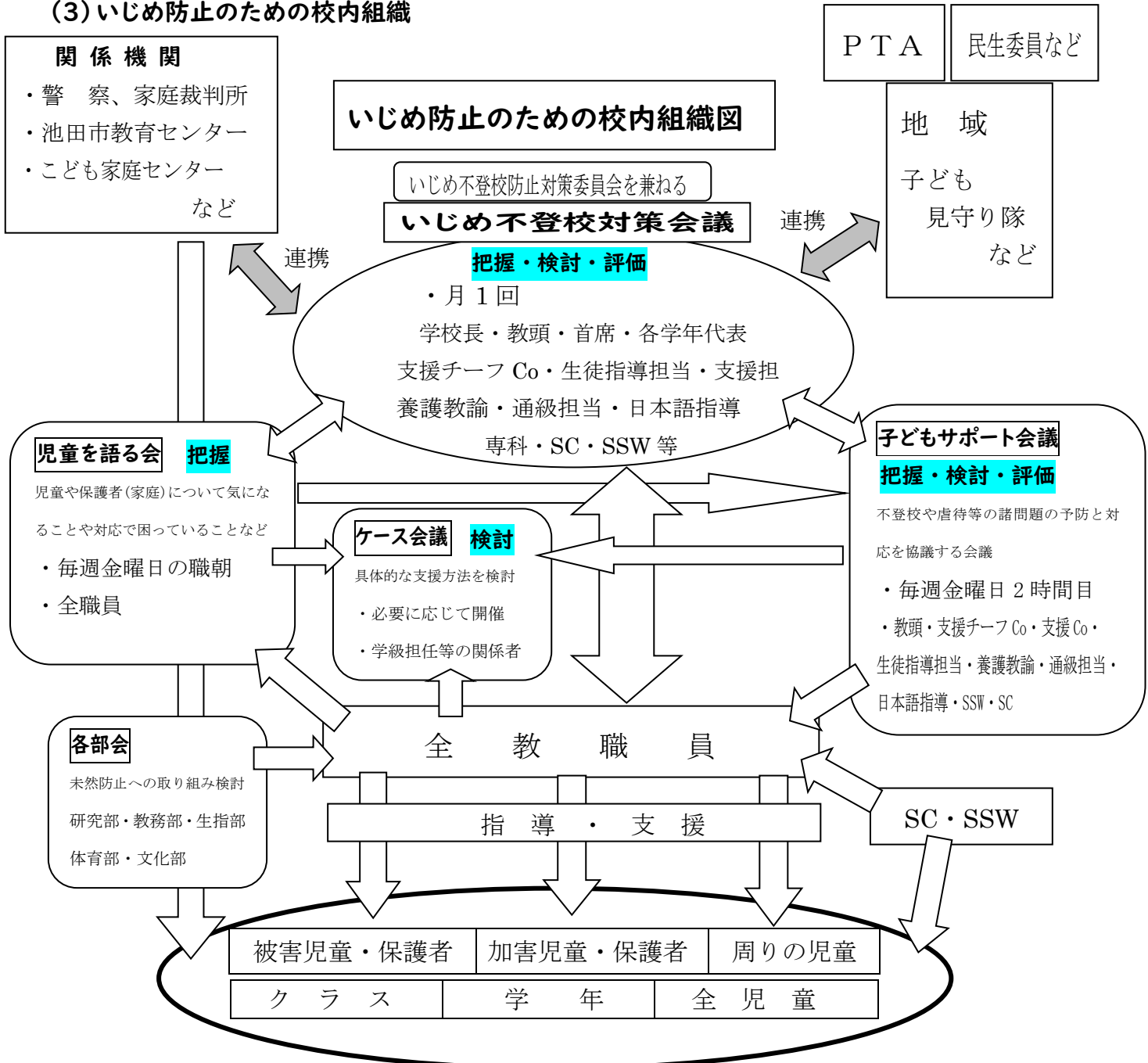
具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口・脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を強要される。

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童に寄り添って行うものとする。

(3) いじめ防止のための校内組織



※ 組織図やシステムにとらわれず、教職員間で常に情報を共有する。

※ 基本的には、上記のような体制を組んで児童を守る。ただし緊急を要するものなどは、体制に囚われず事象に合わせて最善の術を講じる。

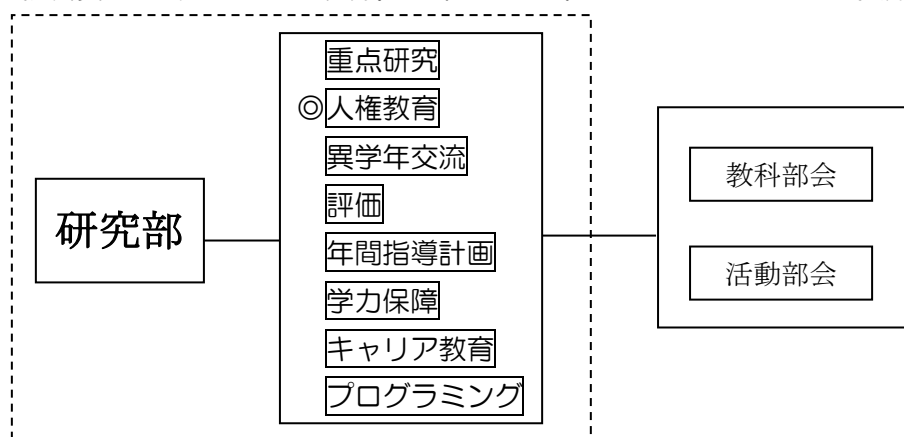
1. 校内組織について

特徴	いじめ不登校対策会議(旧こサポ会議)(1時間)	児童を語る会(5分程度)	こどもサポート会議(45分)(旧児童対応会議)	ケース会議(30分~1時間)
役割	・学校全体の体制整備、方針決定	・配慮を要する児童について、情報や対応の共有、共通理解	・児童を語る会及び配慮を要する児童の情報共有や方針検討	・個別ケースの具体的な対応策の検討
対象	・全校的な支援教育全般	・児童全員	・児童全員	・特定の児童1名(または少人数)
メンバー	・管理職、各学年1名、支援学級担任、通級指導教室担当、生徒指導担当、日本語指導担当、養護教諭、支援教育Co、支援教育チーフCo	・全教職員	・管理職、通級指導居室担当、生徒指導担当、日本語指導担当、養護教諭、支援教育Co、支援教育チーフCo、SSW	・管理職、担任、関係教員を中心に、ケースに応じてメンバーを決める。 必要に応じて専門家や保護者も参加
頻度	・月1回	・毎週金曜日職員朝会時	・毎週金曜日2限目	・必要に応じて随時
性格	・意思決定、組織運営	・情報共有	・情報共有、方針検討	・課題分析、具体的な対策立案

2. 各部会について(未然防止への取り組み)

研究部 目標:人権と生命の尊重を基盤とした共生の精神を持った児童の育成をする。

- ・いじめなどの人権侵害の未然防止、早期発見のために、いじめ防止のための年間計画の企画と提案、進捗状況の把握を行う。
- ・いじめや差別などの人権侵害の教育課題の解消に向けて、学校の方向性を立案、協議をする。
- ・教職員が一体となり、人権侵害を許さない、集団づくりを大切にしたい学校づくりに努める。



◎人権教育

- ・人権教育の推進をする。 ・人権(学校生活)アンケートの実施。
- ・校内研修(人権)を企画、実施。 ・平和学習の企画、運営。

生徒指導部 目標：命や友だちを大切にできる子どもを育てる。

◎生活指導

学校での生活、休業中の過ごし方、下校時の子どもの安全確保について

- ・いじめアンケートの実施、集約・・・学期ごとに調査を行う。(聞き取り後 5 年、卒業後 3 年間保存)
- ・学期中の生活指導に関わる案件についての全体共有を会議などを活用して行う。
- ・生活指導に関する授業を企画・実施する。・・・課題予防的生徒指導
- ・生徒指導に関する研修を企画・実践する。

第2章 いじめ防止対策・早期発見の取り組み

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全児童を対象にしたいじめ防止の観点が必要になる。いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤とし、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間およびクラブ活動も含め、全ての教育活動において、それぞれの特性を生かし、それぞれの特質に応じ、総合的に推進し、人権尊重が徹底するように計画を策定する。

教育活動全体を通して、子どもに『いじめは絶対に許さない』という気持ちを持ち、いじめの傍観者にならない態度を育てる。また、教職員が「いじめのサイン」を確実に受け止め、迅速かつ丁寧に対処できるように体制を整える。(早期発見)

※いじめは、人間関係が構築されていく過程の中では、「起こりうるものである」と捉え、積極的にかつ正確に認知していく。いじめの件数が多いことは、積極的に取り組んでいる・教職員の目が行き届いている証拠であるとの認識が大切である。

(1) いじめ発生時の対応

1. 基本的な考え方

いじめを発見した場合や、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学年を中心とした複数の教職員で速やかに組織的に対応する。「いじめがあるのではないか」という相談があった場合には、真摯に聴き、早い段階からの確な関わりを持つようにする。教職員には、何気ない言動の中に子どもの心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が必要である。

いじめにあった児童・生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ子どもの原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象では、いじめた児童が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような、心に届く継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の心からの反省と謝罪の姿勢やその後の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

学校が取り組むこと

- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、早急に対応を行う。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するように配慮する。いじめ認知に関しては積極的にいき、学校として対応する。
- ② 教職員は 1 人で抱え込まず、速やかに学年や管理職・生徒指導担当・支援チーム Co に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校防止対策委員会・児童対応会議）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行い、対応・指導などを検討する。
※特にいじめ事象に関わる、聴き取り・指導内容・保護者との連絡については、メモを残すことを心がける。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、校内体制として対応していく。
スクールカウンセラーなどの外部との連携、情報の共有をはかり早期に教育相談ができるような体制づくりを進めていく。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、より丁寧に行う。（家庭訪問の実施など）
家庭訪問に行く際は、担任だけではなく学年や生徒指導なども一緒に行き、対応する。
- ⑤ SNS、ネットを介したいじめ事象が急増していることを認識し、ネットトラブルでは、学校内でなく、幅広い関係性の中でいじめが起こりうることを理解する。

いじめられた児童又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童が安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ② いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめ不登校防止対策委員会が中心となって対応する。
- ③ 状況に応じて、SC をはじめとする専門家の協力を得て対応を行う。

いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まずいじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育て

ることを通じて、行動の変容に繋げる。

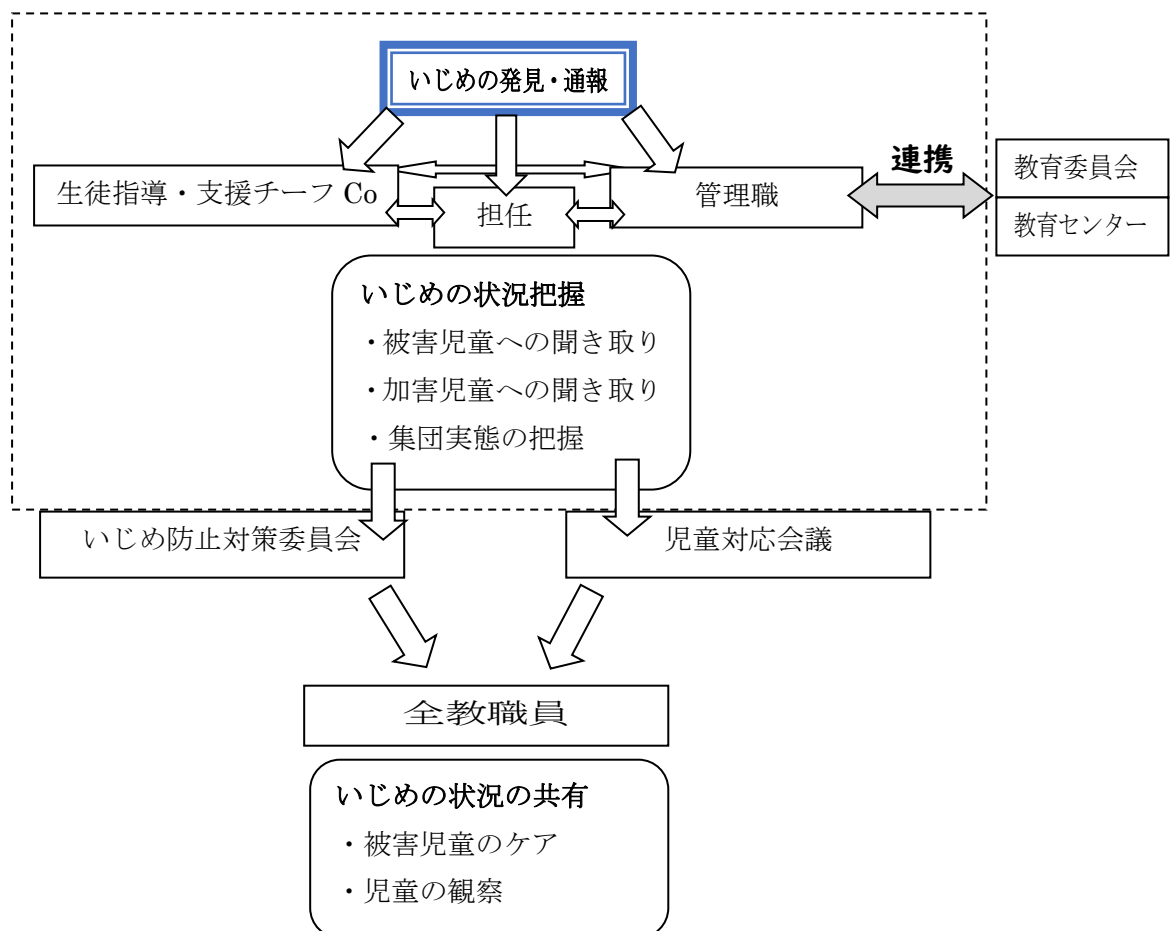
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える必要がある。

- ② いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学級、学年、および学校の課題として解決を図る。全ての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団作りを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを受け止め、発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

学校と地域で取り組むこと

地域からの情報も貴重なものとなる。学校のいじめに対する方針を伝え、理解してもらえるよう努め、地域との連携を深めていく。

<いじめの発見・通報を受けたら>



(2) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みや、SNS やソーシャルスキルゲーム等でのいじめとなる発言や書き込み、仲間外れなどがあった場合、問題の箇所を確認することを基本とする。可能な場合は、掲示板の URL・画像、SNS やゲームなどの当該箇所のスクリーンショット・プリントアウトやデータ化する等で記録する。

◎「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童・生徒や保護者、地域の方、卒業生の他、一般市民からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報提供者の連絡先を確認し、情報源の守秘を約束する。

◎書き込み内容の確認と保存

→書き込み内容について、スクリーンショット・プリントアウトする等して、内容を保存する。

→書き込みの内容が緊急を要する場合は、関係機関に早急に連絡する。

(3) 重大事態への対応

重大事態の意味

- ① 重大事態とは、いじめにより児童・生徒等が生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童・生徒が相当の期間、学園を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとされている。なお、相当期間の欠席とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

重大事態の対応

いじめの事案が重大事態であると判断した場合には、速やかに管理職より教育委員会に報告する。上記の基本的ないじめの対応と同様に組織的な対応をしていく。また、いじめを生じた背景や児童の人間関係にどのような問題があったのか調査し、より網羅的に的確にするよう努める。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められたときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、関係機関や所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合には、事情や心情を聴く中で、児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援をしていく。その場合、保護者の了承を得た上で、関係機関と連携し指導・援助を行う。